

京都市交通局入札及び契約に関する苦情処理要綱

制定 令和3年3月29日

改正 令和8年3月16日

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 入札及び契約の過程に関する苦情の処理（第3条～第14条）

第3章 競争入札参加停止の措置に関する苦情の処理（第15条・第16条）

第4章 工事成績の評定に関する苦情の処理（第17条～第24条）

第5章 苦情処理検討委員会（第25条～第30条）

第6章 雑則（第31条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、政府調達に係る苦情処理手続（平成11年5月27日京都市告示第135号）その他別に定めがあるもののほか、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第17条第1項に規定する適正化指針に基づき、京都市交通局（以下「局」という。）が発注する工事の入札及び契約に係る苦情を適切に処理するための手続に関し必要な事項を定めるものとする。

（協議による解決）

第2条 入札及び契約の過程、競争入札参加停止（京都市交通局競争入札等取扱要綱第6章に定める競争入札参加停止をいう。以下同じ。）の措置又は京都市交通局請負工事成績評定要領に定める工事成績の評定に不服がある者は、直ちに第2章から第4章までに定める手続によらざるを得ないと認められるときを除き、まず、これらの事務を所管する課等（以下「事務所管課」という。）の職員に対し、説明を求め、協議による解決が図られるよう努めなければならない。

2 前項の規定により説明を求めた者は、第2章から第4章までに定める手続のうち苦情の申出又は説明の請求の期間を経過してもなお協議による解決が図られないおそれがあると認めるときは、当該期間を経過するまでに、当該苦情の申出又は説明の請求の手続を行うものとする。

3 事務所管課の職員は、当該事務について説明を求められたときは、適切に説明し、協議による解決が図られるよう努めなければならない。

4 第1項及び前項の規定の運用に当たっては、第2章から第4章までに定める手続の行使を不当に制限しないように留意しなければならない。

第2章 入札及び契約の過程に関する苦情の処理

（苦情の申出の対象となる工事）

第3条 入札及び契約の過程に関する苦情の対象となる工事は、次の各号に掲げるものとする。
ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される工事及び予定価格が400万円を超えない工事については、この限りでない。

- (1) 一般競争入札による工事
 - (2) 公募型指名競争入札による工事
 - (3) 意向反映型指名競争入札による工事
 - (4) 前2号に掲げる工事以外の指名競争入札（以下「通常指名競争入札」という。）による工事
 - (5) 随意契約（見積合わせによるものを含む。以下同じ。）による工事
- （苦情の申出）

第4条 苦情の申出ができる者及び申出ができる範囲は、次のとおりとする。

- (1) 一般競争入札による工事
 - ア 競争入札参加資格がないと認めた理由の通知を受けた者で当該理由に対して不服があるものは、管理者に対し、当該理由について説明を求めることができる。
 - イ 総合評価競争入札における非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服があるものは、管理者に対し、非落札理由について説明を求めることができる。
- (2) 公募型指名競争入札による工事
 - 非指名理由の通知を受けた者で当該非指名理由に対して不服があるものは、管理者に対し、非指名理由について説明を求めることができる。
- (3) 意向反映型指名競争入札による工事
 - 非指名理由の通知を受けた者で当該非指名理由に対して不服があるものは、管理者に対し、非指名理由について説明を求めることができる。
- (4) 通常指名競争入札による工事
 - 競争入札参加有資格者として名簿に登載された者のうち、当該契約と同一の工事種目に登載されている有資格者で、当該指名競争入札に参加できる者として指名されなかったことに対して不服があるものは、管理者に対し、非指名理由について説明を求めることができる。
- (5) 随意契約方式
 - 競争入札参加有資格者として名簿に登載された者のうち、当該契約と同一の工事種目に登載されている有資格者で、当該契約の相手方として選定されなかったことに対して不服があるものは、管理者に対し、当該契約の相手方として選定されなかった理由について説明を求めることができる。

（苦情の申出の方法）

第5条 苦情の申出は、次に掲げる期間内に、文書により行わなければならない。

- (1) 前条第1号アに掲げる工事 競争入札参加資格がないと認めた理由の通知をした日の翌日から起算して5日（京都市の休日を定める条例第1条第1項に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を含まない。）
- (2) 前条第1号イに掲げる工事 落札者の決定結果の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）
- (3) 前条第2号から第4号までに掲げる工事 指名業者名の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）
- (4) 前条第5号に掲げる工事 随意契約の相手方の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）

2 前項の文書には、申出者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）、申出の対象となる工事、不服のある事項並びに不服の根拠となる事項を記載しなければならない。

（苦情の申出の却下）

第6条 管理者は、苦情の申出の期間の徒過その他客観的かつ明白に申出の適格を欠くと認められるときは、その申出を却下することがある。

（苦情の申出に対する回答）

第7条 前条の規定により苦情の申出を却下する場合を除き、管理者は、苦情の申出があったときは、苦情を申し出ることができる期間の末日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、文書（以下「苦情申出回答書」という。）により回答するものとする。ただし、苦情の件数が多数に及ぶ等、事務を処理するうえでの困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、回答の期間を延長することがある。

2 苦情申出回答書には、再苦情の申出ができる旨を教示するものとする。

（苦情の申出に係る結果の公表）

第8条 管理者は、前条第1項の規定により回答したときは、苦情の申出をした者が提出した文書及び苦情申出回答書を、速やかに閲覧により公表するものとする。

（再苦情の申出）

第9条 苦情申出回答書を受けた者で、当該苦情申出回答書による説明になお不服があるものは、京都市公契約審査委員会要綱第5条第1項に規定する契約審査専門部会（以下「契約審査専門部会」という。）に対し、再苦情の申出を行うことができる。

2 前項の再苦情の申出は、苦情申出回答書を受けた日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、文書により行わなければならない。

3 第5条第2項の規定は、前項の文書について準用する。

（再苦情の申出の却下）

第10条 契約審査専門部会は、再苦情の申出の期間の徒過その他客観的かつ明白に申出の適格を欠くと認められるときは、申出があった日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、その申出を却下することができる。

（契約審査専門部会の審査）

第11条 前条の規定により再苦情の申出を却下する場合を除き、契約審査専門部会は、再苦情の申出をした者及び事務所管課の課長等からの文書の提出その他契約審査専門部会が必要と認める方法により、再苦情の申出に対する審査を行うものとする。

（再苦情の申出に対する審査結果の通知）

第12条 契約審査専門部会は、再苦情の申出をした者及び事務所管課の課長等に対し、契約審査専門部会の審査の結果を文書（以下「通知書」という。）により通知するものとする。この場合において、再苦情の申出が認められなかったときは、再苦情の申出に理由がないと判断した理由を示してその旨を明らかにするものとする。

（是正措置）

第13条 再苦情の申出に対する契約審査専門部会の審査の結果、その申出が認められたときは、管理者は、再苦情の申出をした者及び契約審査専門部会に対し、通知書を受けた日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、契約審査専門部会の審査の結果を踏まえた

うえで管理者が講じようとする措置の概要を示すものとする。

(再苦情の申出に係る結果の公表)

第14条 契約審査専門部会は、第12条の規定により通知をしたときは、再苦情の申出をした者が提出した文書及び通知書を、閲覧により速やかに公表するものとする。

2 契約審査専門部会は、前条の規定により管理者が講じようとする措置の概要を示されたときは、速やかに閲覧によりこれを公表するものとする。

第3章 競争入札参加停止の措置に関する苦情の処理

(苦情の申出等)

第15条 競争入札参加停止の措置を受けた者は、その事実を知った日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に、管理者に対し、文書によりその理由について説明を求めることができる。

2 第5条第2項、第6条及び第7条の規定は、競争入札参加停止の措置に関する苦情の申出について準用する。

(再苦情の申出等)

第16条 前条第2項において準用する第7条第1項に規定する苦情申出回答書を受けた者で、当該苦情申出回答書による説明になお不服があるものは、契約審査専門部会に対し、再苦情の申出を行うことができる。

2 第9条第2項及び第3項並びに第10条から第13条までの規定は、競争入札参加停止の措置に関する再苦情の申出について準用する。

第4章 工事成績の評定に関する苦情の処理

(説明の請求)

第17条 工事成績の評定の結果について通知を受けた者は、その通知を受けた日から起算して14日(休日を含む。)以内に、管理者に対し、文書により評定の内容について説明を求めることができる。この場合において、説明の請求は、当該工事の施工担当課(以下「工事担当課」という。)を経由して行わなければならない。

2 前項の文書には、請求者の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地)、請求の対象となる評定に係る工事、不服のある事項並びに不服の根拠となる事項を記載しなければならない。

(説明の請求の却下)

第18条 管理者は、説明の請求の期間の徒過その他客観的かつ明白に請求の適格を欠くと認められるときは、その請求を却下することがある。

(説明の請求に対する回答)

第19条 前条の規定により説明の請求を却下する場合を除き、管理者は、説明の請求があったときは、速やかに、文書(以下「説明請求回答書」という。)により回答するものとする。

2 説明請求回答書には、再説明の請求ができる旨を教示するものとする。

(再説明の請求)

第20条 説明請求回答書を受けた者で、当該説明請求回答書による説明になお不服があるものは、京都市交通局工事契約苦情処理検討委員会(以下「苦情処理検討委員会」という。)の委員長に対し、再説明を求めることができる。この場合において、再説明の請求は、工事担当課を経由して行わなければならない。

2 前項の再説明の請求は、説明請求回答書を受けた日から起算して14日（休日を含む。）以内に、文書により行わなければならない。

3 第17条第2項の規定は、前項の文書について準用する。

（再説明の請求の却下）

第21条 管理者は、再説明の請求の期間の徒過その他客観的かつ明白に請求の適格を欠くと認められるときは、その請求を却下することがある。

（苦情処理検討委員会の審査）

第22条 前条の規定により再説明の請求を却下する場合を除き、工事担当課は、再説明の請求に係る文書を苦情処理検討委員会の事務局に送付するものとする。

2 苦情処理検討委員会は、再説明の請求をした者及び工事担当課の課長等からの文書の提出その他苦情処理検討委員会が必要と認める方法により、再説明の請求に対する審査を行うものとする。

（再説明の請求に対する審査結果の通知）

第23条 苦情処理検討委員会の委員長は、再説明の請求をした者及び工事担当課の課長等に対し、苦情処理検討委員会の審査の結果を文書により通知するものとする。この場合において、再説明の請求が認められなかったときは、再説明の請求に理由がないと判断した理由を示してその旨を明らかにするものとする。

（是正措置）

第24条 再説明の請求に対する苦情処理検討委員会の審査の結果、その請求が認められたときは、管理者は、再説明の請求をした者及び苦情処理検討委員会の委員長に対し、苦情処理検討委員会の審査の結果を踏まえたうえで管理者が講じようとする措置の概要を示すものとする。

第5章 苦情処理検討委員会

（苦情処理検討委員会）

第25条 工事成績の評定に関する再説明の請求について、公平かつ客観的に審査を行うため、苦情処理検討委員会を置く。

（苦情処理検討委員会の構成）

第26条 苦情処理検討委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 企画総務部長
- (2) 高速鉄道部担当部長
- (3) 企画総務部総務課長
- (4) 高速鉄道部技術監理課長
- (5) 高速鉄道部電気課長

（委員長）

第27条 苦情処理検討委員会に委員長を置く。

2 委員長は、企画総務部長とする。

3 委員長は、苦情処理検討委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（招集及び議事）

第28条 苦情処理検討委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 苦情処理検討委員会は、委員（委員長を除く。以下同じ。）の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 苦情処理検討委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を苦情処理検討委員会の会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

（部会）

第29条 苦情処理検討委員会に、特定の事項を調査し、及び審議させるため、部会を置く。

- 2 部会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 企画総務部総務課長
- (2) 高速鉄道部技術監理課長
- (3) 高速鉄道部電気課長

- 3 部会に部会長を置く。

- 4 部会長は、企画総務部総務課長とする。

- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

- 6 前条の規定は、部会の招集及び議事について準用する。この場合において、同条（第3項を除く。）中「委員長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

- 7 部会長は、部会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果を苦情処理検討委員会に報告しなければならない。

（事務局）

第30条 苦情処理検討委員会に関する事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、企画総務部総務課が担当する。

第6章 雑則

第31条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則（令和3年3月29日決定）

（実施日）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

（適用区分）

- 2 この要綱は、この要綱の実施の日以後に行われる指名競争入札の指名、随意契約の相手方の選定及び競争入札参加停止の措置について適用する。

（関係要綱等の廃止）

- 3 京都市交通局工事契約苦情処理検討委員会要綱は廃止する。

附 則（令和8年3月16日決定）

この要綱は、令和8年4月1日から実施する。